

紫波町文化財調査報告書 2017

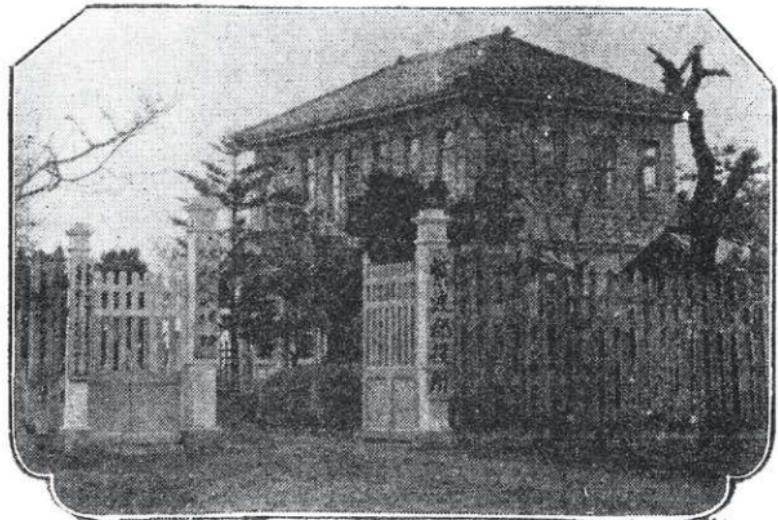
旧紫波郡役所庁舎

建造物状況調査報告書

平成 30 年 2 月
紫波町教育委員会



1 旧紫波郡役所庁舎を南西側より見る



2 大正 15 年頃 北東側から見た当時の紫波郡役所庁舎（「紫波郡誌」より）

目 次

口 絵

はじめに

I	旧紫波郡役所庁舎と歴史的環境	3
1	旧紫波郡役所庁舎の位置と周辺環境	
2	旧紫波郡役所庁舎の過去の調査経過	
3	県内の郡制の変遷と紫波郡役所庁舎建設まで	
4	紫波郡役所庁舎建築後の変遷	
II	旧紫波郡役所庁舎の建築	7
1	配置	
2	外観	
3	屋根	
4	構造	
5	玄関ポーチ	
6	内部	
III	様式的特徴と類似建造物との比較	13
1	意匠・様式的特徴	
2	類似庁舎との比較	
IV	旧紫波郡役所庁舎の文化財的価値	15
	写真編·····	22
	図面編·····	53
	引用文献・参考文献等·····	65

はじめに

1 本書の位置づけ

本書は、紫波町指定文化財「旧紫波郡役所庁舎」の保存・活用のため、当該文化財の持つ固有性・価値の明確化を目的に、紫波町教育委員会が実施した建造物状況調査の成果をまとめたものである。

2 調査対象

旧紫波郡役所庁舎（岩手県紫波郡紫波町日詰字西裏 23 番地 1）

3 建設年

明治 31 年（1898 年）3 月

4 文化財指定

紫波町指定有形文化財（建造物）昭和 50 年 3 月 25 日指定

5 規模・構造

木造 2 階建、延床面積：191.03 m²（1 階：97.41 m²、2 階：93.62 m²）

6 調査体制

調査及び報告書の編集は、（一社）岩手県建築士会へ委託した。調査員は以下のとおり。

勝部民男（（一社）岩手県建築士会会长）、勝部敬次（管理技術者、（株）三衡設計舎）、

小山田サナエ（のぞみ設計室）、中村孝幸（和見設計舎）、山崎賢一（（株）ヤマテック）、

中村正博（ZERO 建築工房）、久保田浩（（有）久保田工務店）、金子有英、高橋建司（橋建設（株））

※上記は、（一社）岩手県建築士会盛岡・紫波支部会員及び岩手ヘリテージマネージャー登録者。

（一社）岩手県建築士会事務局

7 調査経過

平成 29 年 12 月 1 日 初回打合せ（キックオフ会議）開催（紫波町情報交流館）

12 月 11 日 第 1 回目現地調査。平面実測、天井裏・小屋裏確認等実施

12 月 19 日 第 2 回目現地調査。天井板一部撤去の上、小屋組実測調査、床組実測調査等実施。

12 月 26 日 岩手県永年保存文書閲覧調査（岩手県盛岡地区合同庁舎）

平成 30 年 1 月 15 日 第 3 回目現地調査。外壁一部撤去の上、高所作業車にて立面実測、小屋組実測調査等実施

1 月 24 日 調査内容検討会議開催（紫波町役場会議室）

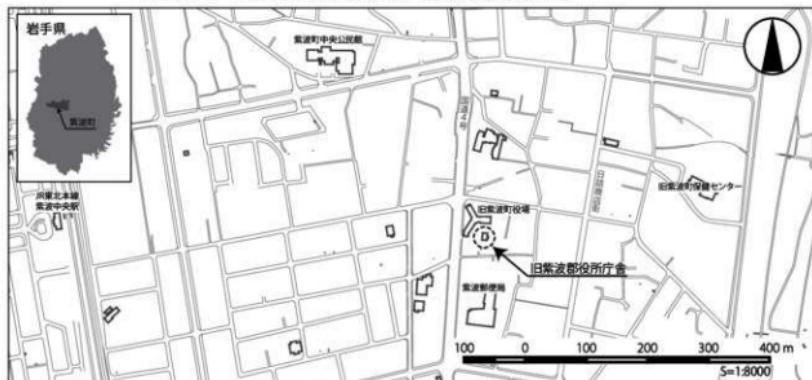


図 1 旧紫波郡役所庁舎位置図

I 旧紫波郡役所庁舎と歴史的環境

1 旧紫波郡役所庁舎の位置と周辺環境

旧紫波郡役所庁舎は、岩手県紫波郡紫波町日詰字西裏 23 番地 1 に位置する。

紫波町は県内陸部のほぼ中央部、県庁所在地の盛岡市から南方に約 16 km にある。町の広さは東西約 28 キロ、南北約 13 キロと東西に細長い形をし、町域は地勢上から東部地区（北上山地）、中央地区（北上川流域）、西部地区（奥羽山脈）の三地区に区分され、旧紫波郡役所庁舎は中央地区にある。中央地区的平地は北上川西岸に広がり、古くは日詰町・古館村・赤石村の 1 町 2 ヶ村が属し広い農耕地帯であった。日詰と古館の境にある丘陵の城山は、中世には斯波氏の居城であった高水寺城（後に郡山城と改称）の跡で現在は史跡城山公園になっている。

この付近一帯の平野は古くから開け、史跡が多く、以前から政治・文化・交通の拠点であった。その歴史は古く、奥羽街道の宿場町として栄え、その城下として日詰町が宿駅として多くの人々で賑わっていた。明治 31 年 3 月、旧紫波郡役所庁舎はその宿場町の街道から約 200 m 西側（西裏地区）の敷地に建てられた。当時は、街道沿いの賑わいに比べ、周りは田畠や畠で夜は街灯もない静かな淋しい場所だったと言う（図 2、3）。大正近くになると、合資会社等の他、新興の商店の大きな店舗や倉庫、住宅等も増え、郡役所付近にまで市街地が拡大された。

その後、昭和 28 年 9 月の町村合併促進法制定に基づき、昭和 30 年 4 月 1 日に日詰町・古館村・水分村・志和村・赤石村・彦部村・佐比内村・赤沢村・長岡村の 1 町 8 ヶ村が合併して紫波町となった。

現在の日詰地区は、国道 4 号線のバイパスが隣接し、さらに日詰地内を東北本線や東北新幹線が南北に走っており、平成 27 年に町役場が JR 紫波中央駅前に移転したものの、官公署・学校・商店・住宅などが集まり、宿場町の頃から続く日詰商店街として今に至っている。



図 2 大正期の郡役所（「岩手縣日詰町案内附圖」より）

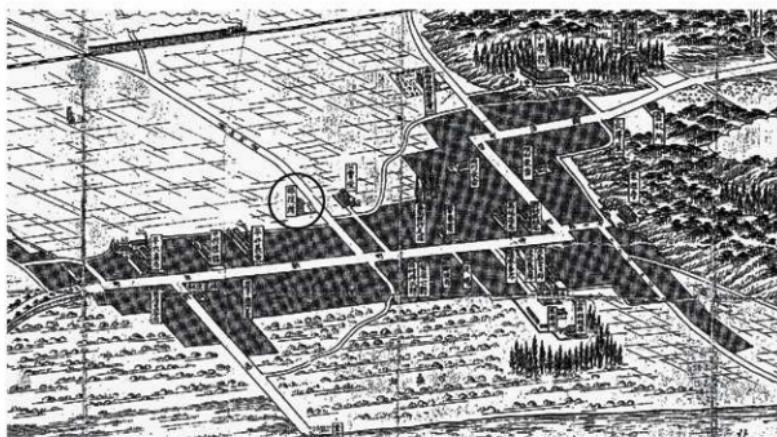


図 3 大正期の日詰（「岩手縣日詰町案内附圖」より）

國夢波那詰新田基七地割守西裏繪圖



図4 陸中国紫波郡日詰新田第七地割字西裏絵図

(当時は29番地2(絵図中央付近)となっていたが、合筆等により現在は23番地1となっている。)

2 旧紫波郡役所庁舎の過去の調査経過

旧紫波郡役所庁舎は、昭和 50 年 3 月に紫波町指定文化財に指定されている。昭和 51 年 2 月 27 日付の岩手日報には、昭和 50 年に文化財町指定制度が発足した際に、町内では社寺を除いて唯一の有形文化財（建造物）に指定したとある。台帳には建物の地番と面積しか記録されず、町文化財調査委員が戸籍を調査したまでにとどまり、文化財的な詳細調査は行われていなかった。

また、岩手県教育委員会が平成 7・8 年度に国庫補助を受けて実施した「岩手県近代化遺産（建造物等）総合調査事業」にて、平成 9 年に「岩手県の近代化遺産（岩手県近代化遺産（建造物等）総合調査報告書）」を刊行し、旧紫波郡役所庁舎についても調査が行われ、平面図・立面図等作成されているが、悉皆調査より若干の詳細調査程度にとどまっている。その他にも、「いわて未来への遺産近代化遺構を歩く（H15 岩手日報社）」や、数々の冊子、記事等に掲載されているが詳細調査は行われていないため、今回の調査が、本格的な文化財的価値の詳細調査としては初めての位置付けになる。

3 県内の郡制の変遷と紫波郡役所庁舎建設まで

明治 11 年、政府による『郡区町村編成法』公布により岩手県は 19 郡（南岩手・北岩手・紫波・稗貫・東和賀・西和賀・胆沢・江刺・西磐井・東磐井・気仙・東閉伊・西閉伊・中閉伊・南閉伊・北閉伊・南九戸・北九戸・二戸）に分割、18 郡役所（胆沢と江刺が一郡役所）を設置したが、各郡役所の庁舎は、それ以前の「大区小区制度」で使用された一拠所（役場）を暫定的に仮役所としたところが多く、寺社や民家の一部が充てられた。紫波郡役所については、日詰新田の井筒屋の見世座敷等を代用庁舎として開庁した。郡役所には、郡長のもとに書記と筆生が置かれ、内部機構は明確でないが、受付係、庶務係等の 6 係があり、書生ないし筆生も 6 ~ 7 人存在したと記されている。

しかしながら、県は経費節減等の事由により、明治 13 年に 6 つの郡役所を廃止、9 郡役所（南北岩手紫波・西東和賀稗貫・胆沢江刺・西東磐井・西南閉伊・東中北閉伊・南北九戸・二戸・気仙）に整理統合、紫波郡役所も廃止の対象とされ、南北岩手紫波郡役所とし南岩手郡仁王村内丸（現在の盛岡市内丸）に置かれた（図 5）。

明治 23 年、政府による府県制及び郡制の公布後、7 年遅れの明治 30 年に岩手県でも施行され 13 郡（岩手・紫波・稗貫・和賀・胆沢・江刺・西磐井・東磐井・気仙・上閉伊・下閉伊・九戸・二戸）となり、紫波郡役所が再び独立し日詰町に設置された。新郡制による初代紫波郡長には川口浩哉（福島県出身）が任命され、郡長は有給専務の國の官吏で、県知事の指揮監督を受け、郡内の行政事務と町村長を指導監督した。郡制施行当初の郡役所の内部組織は郡長の下に庶務と財務の 2 課制で、補助員として郡書記等 10 名程度が配置されたと記されている。

そして翌年の明治 31 年 3 月、当該建物の紫波郡役所庁舎が、現在の紫波町日詰字西裏地区に建築された。実際の建築までの経緯、設計者・施工者、工事概要等については、文献資料等の記述があまり無かったこともあり、本調査で確認することは出来なかった。

4 紫波郡役所庁舎建築後の変遷

明治 30 年から施行された岩手県内の郡制は、その後、この中間的な自治制度の郡制は結局根付くことなく、大正 12 年の 3 月をもって 26 年間続いた県内の郡制が廃止された。紫波郡役所はその後も業務を継続して県の出入機関的な機能をなし、大正 15 年 6 月に郡役所業務を停止した。

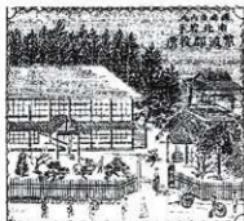


図 5 南北岩手郡役所

（現在の盛岡市内丸）

（『図説盛岡四百年下巻』より）

一方、紫波郡内の日詰町では、大正 7 年日詰新田に日詰公会堂を建築していたが、この施設を日本基督教教会の要請による幼稚園施設に充てるため、同教会に払い下げられた。日詰町はその公会堂の代わりとして、廃止された紫波郡役所庁舎を県から無償で借り受け、昭和 2 年に新しい日詰町公会堂として再開したと言われている。

その後は、昭和 4 年、日詰町に払い下げられ、農業関係の事務所として、戦後は公共出先機関の事務所等として利用された。昭和 30 年の 1 町 8 カ村の町村合併による紫波町誕生に伴い、当該建物を町役場の主庁舎として使用された。

昭和 33 年、当該建物とは別に当該敷地の南側に木造 2 階建の庁舎棟（別館）が増設される。さらに昭和 38 年 2 月に同敷地に鉄筋コンクリート造 3 階建庁舎が新築されたため、その工事に伴い、当該建物の規模を縮小の上、敷地内で 180 度向きを変え 30 m 程曳家移転して現在の位置関係となった。旧庁舎は、新庁舎が完成後も、町の会議室、福祉及び職業訓練の団体の事務室として 50 年以上使用された。

平成 27 年、JR 紫波中央駅前のオガールエリアに紫波町役場が新築されたため、役場機能の全てが移転し今に至っている。

元号	西暦	月日	政府	岩手県	紫波郡（郡役所）
明治 11 年	1878	7 月 22 日	「郡区町村編成法」公布		
明治 12 年	1879	1 月	全国一斉に新しい郡制を施行	19 郡に分割	
		1 月 6 日			郡役所を日詰新田に設置 初代郡長：宮部謙吉
		1 月 15 日			井筒屋の「見世座敷」と土蔵 3 棟を借り上げて代用庁舎として開庁
明治 13 年	1880	10 月 23 日		9 郡役所に統合整理	郡役所閉鎖 南北岩手郡役所の管轄となる。 庁舎は南岩手郡仁王村内丸に設置。
明治 21 年	1888	4 月 25 日	市町村制が公布		
明治 22 年	1889	4 月 1 日		市町村制施行	郡内 1 町 14 カ村に改編
明治 23 年	1890	5 月 17 日	府県制及び（旧）都制が公布 実施時期は府県により異なる		
明治 30 年	1897	4 月 1 日		7 年遅れて岩手県に おいて施行 13 郡に 再編成	独立し郡役所設置（日詰町） 新郡長：川口浩哉（福島県出身）
明治 31 年	1898	3 月			郡役所庁舎完成
明治 32 年	1899	3 月	郡制が大幅に改正（新郡制）		
大正 12 年	1923	3 月 31 日	郡制廃止	県の出入機関的な機能をなしつつ存続	郡役所閉鎖
大正 15 年	1926	6 月 30 日		県内の郡役所閉鎖	県が日詰町公会堂として無償貸付
昭和 2 年	1927				県が日詰町に払い下げ 郡農会、郡農業会紫波支部、県生産農業連合会支部、県購買販売農業組合紫波支所
昭和 4 年？	1929				（終戦後）岩教組紫波支部、紫波農協改良普及所、岩手食糧事務所日詰出張所、盛岡土木事務所日詰出張所など
昭和 30 年	1955	4 月			町村合併により紫波町が誕生し、町役場庁舎として使用
昭和 38 年	1963	2 月			新役場庁舎竣工（5 月落成式） 郡役所庁舎は規模縮小し敷地内曳家移転後、引き続き第一、第二会議室、町職業訓練協会、紫波高等職業訓練校、町社会福祉協議会に使用
昭和 50 年	1975	3 月			町指定文化財指定
平成 27 年	2015				JR 紫波中央駅前に紫波町役場移転

図 6 郡制と紫波郡役所庁舎の概略年表

II 旧紫波郡役所庁舎の建築

1 配置

現在は、敷地南東側に位置し、正面（玄関側）を西側に向いている（図 13）。建築当初は、現在の所から 30 m 程西側に位置し、正面（玄関側）を東に向いていた（図 11、12）。昭和 38 年に鉄筋コンクリート造の新庁舎建設時に 180 度向きを変えながら曳家し、現在の位置となった。

新庁舎建設時に減築されていたことも確認出来た。新庁舎設計図面の配置図（図 10）と昭和 37 年の航空写真（図 12）を見ると、当時の配置位置から見て、当該建物の西側に、当該建物と平屋の建物が L 字型状に接続されていたことが分かる。また、それより以前の「昭和 34 年紫波町庁舎別館新築工事配置図」（図 9）を見ると、北側にも建物が接続されていたことが分かる。昭和 23 年の航空写真（図 11）と照らし合わせて見ても、不鮮明ではあるがおおよその建物の輪郭と一致する（図 7）。図の形状から見て、渡り廊下のようなもので接続されているようにも見受けられるため、建築当初の形状から次々に増築されていった可能性も考えられる。建築当初の形状と、増築していく過程は明確に確認できなかったが、調査のため当時の配置から見て南西側（現在の北東側）にあたる外壁を撤去したところ、当該建物内の梁と、減築された平屋部分（L 字型状に接続されていた部分）の梁が、一体化のものであった痕跡を確認できた。少なくともその平屋部分だけは、建築当初から接続されていたものと思われる。

また、その減築された平屋部分について、鉄筋コンクリート造新庁舎の工事中、直ぐに現在の位置に移転した訳ではなく、一旦平屋部分だけを新庁舎に当たらない様に、南側に少しづらしていたと思われる。新庁舎建設前の昭和 23 年の航空写真

（図 11）と、新庁舎工事中の昭和 37 年（図 12）の航空写真に写っていた、平屋部分の棟の位置の比較により判明した（図 8）。

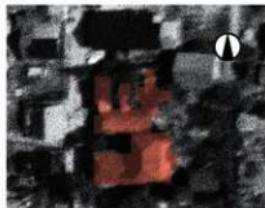


図 7 昭和 23 年の日詰庁舎役場の輪郭

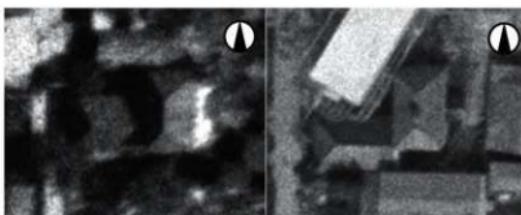


図 8 昭和 23 年（左）と昭和 37 年（右）の航空写真の比較
(平屋部分の棟の位置が南側に移動している)

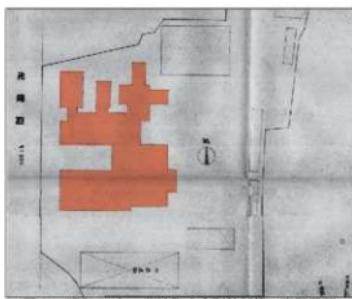


図 9 昭和 34 年 紫波町庁舎別館新築工事配置図



図 10 昭和 37 年 紫波町庁舎新築工事配置図



図 11 昭和 23 年 5 月撮影空中写真（国土地理院）



図 12 昭和 37 年 10 月撮影空中写真（国土地理院）



図 13 平成 25 年撮影空中写真（紫波町）

2 外観

現在の旧紫波郡役所庁舎は、間口 7 間、奥行き 4 間の総 2 階建てで、正面西側には中心から北側に半間ズレて玄関ポーチが張り出している。外壁はスギ材の下見板張でペンキ塗り。1 階と 2 階の層間部分にはボーダー状の軒先・鼻隠し部分だけの小庇が四方を廻っている。外壁の水切りのための機能的な面と、減築された平屋部分の切妻屋根の軒先・鼻隠し位置と一致することから、平屋部分の屋根と連続する意匠的な面からも設けられていると思われる。このボーダーにより、縦方向の単調的な外壁面が効果的に分節され軽やかな印象を受ける。

北東側の外壁の一部は、平屋部分が接続されていたため、それを塞ぐために現在はトタン波板が張られているだけとなっている。南側にも建物が接続されていた痕跡があるが、こちらは周囲の外壁と同じように下見板で張られている。

外部の窓枠も印象的であり、1 階は、窓の左右縦枠の上部が横に突出し幅広くなっている、笠木のような意匠となっている。2 階の窓枠については更に凝った意匠となっていて、窓の上部には神殿のような小庇（ペディメント）があり、窓の縦枠はそれを支える柱で、その柱頭にはコリント式を簡略化したような装飾が施されている。擬洋風建築らしくクラシシズム様式が取り入れられている。

3 屋根

屋根は寄棟形状で 6 寸勾配となっている。軒の出は約 2 尺。現在はカラー鉄板葺きとなっているが、当初は瓦葺であったことが古写真でも確認できる。外壁のボーダー状小庇についても同様に鉄板葺きとなっているが、こちらも瓦葺きであったかどうかは確認できていない。

軒天は板張りの上にペンキ塗りで、四周に数か所ずつ軒裏換気口があり、腐食はしているものの金網でふさがれている。

4 構造

基礎は、花崗岩の切り出しで外周に配置され、その上に土台が乗っている。基礎の一部は床下換気用に加工されている。柱は概ね 5 寸角で、西側正面両端の隅柱を除き、土台の上に乗っているが、窓の両脇ごとに柱があるわけではなく、必ずしも 1 階と 2 階で通し柱となっている訳ではないことも確認できた。

壁は、貫ではなく、室内側の表面に、漆喰のための木摺板が張られている。一部、木摺板が斜めに張られているが、耐震性もしくは漆喰の食い付きを意識したのであろうか、理由は分からない。天井裏を覗くと、一部、筋交いも確認できたが、内部建具の上に設けられていて明らかに柱頭から柱脚に取付いていないため、建物全体に対しての耐震性に貢献しているとは言い難い。

小屋組みは、キングポストトラス（ハウトラス）が約 1 間半ごとに 3 本並んで、梁間方向に 4 間のスパンとなっている。陸梁の中心に真東が箱金物で緊結され、その両脇にある釣束は挟み束で、ボルトで陸梁と登り梁に緊結されているのが特徴的である。屋根を寄せている部分の真東には、梁間の両方向からの登り梁、寄棟の両方向からの隅木、桁方向（平方向）からの登り梁、と、5 方向の梁を支える方杖が取付いている。

全体的に比較的太い部材で構成されており、腐食等もなく、5 方向に延びる方杖など架構的にダイナミックでしっかりとしたものとなっている。しかしながら、長年の経過により仕口・継手などに隙間等が生じており、北側寄棟部分の 5 方向の内、中央の方杖については、金物等で緊結されていないこともあり、その 1 カ所だけは脱落している状態であったのを確認した。

樹種については、紫波町指定文化財に指定後の昭和 51 年 2 月 27 日付岩手日報の記事に、「総ヒノ

キ造り」という記述があったが、柱はヒノキ材と思われるものの、小屋組みなどの部材は主にアカマツと思われる。

また、小屋裏の調査時に、棟札や幣串もしくはそれに代わるような墨書き等を丹念に探してみたが、当時の番付と思われる墨書きしか確認出来なかった。

5 玄関ポーチ

玄関ポーチは、間口 1.5 間 × 奥行 1.5 間で建物から張り出していて、屋根は切妻形状で、四本の柱で構成されており、ポーチ本体側の半柱 2 本と屋根は、庁舎本体に張り付いて一体となっている。

洋風な本体の意匠に比べ、和風的な装飾がだいぶ盛り込まれ、切妻破風に懸魚、破風板の軒先部分や木鼻には雲形（唐草）絵様の掘り込みがあり、さらに欄間部分には伝統的な菱組の格子とそれを支える雲形絵様の化粧方枕が設けられている。ポーチの天井は格天井となっており、天井板は羽目板で格間毎に向きを交互にして市松状に張られている。玄関ドアまでは、花崗岩できた 3 段の階段となっているが、現在はパリアフリーのためスロープが簡易的に取り付けられている。

西洋的な本体に対し、和風的意匠が強く、和と洋の混在が大変興味深い。この建物の最も特徴的な要素の一つである。

6 内部

（1）床・壁・天井

内部の仕上げについては、各室概ね共通している。

床は当初の床板の上に現在はフローリングが張られている。1 階の床組みは礎石の上に丸太の束立てで、その上に大引、根太、当初のマツの床板で構成されている。

壁について、木摺の上に白漆喰が塗られた壁となっていて、経年によるクラックも見受けられる。腰部分には、漆喰壁との見切りと巾木とともに木の羽目板が張られていて、ベンキで仕上げられている。現在はブルーグレーのような色で、その下にはクリーム色系の塗装が確認できるため、当初は外壁塗装に似たクリーム系の塗装色であった可能性がある。

天井について、既設の天井点検口から、又は天井板を一部撤去した隙間から天井裏を覗いてみたところ、当時のものと思われる天井板がそのまま残っていることを確認した。いつの時点かの改修で、当時の天井を残したまま、石膏ボードやベニヤ板で張られた二重天井としたため、当初よりも天井が低くなっている。当時のものと思われる天井は、和風な杉板の竿縁天井（イナゴ天井）で、室によつては塗装もされている。また、二重天井内の壁部分は、漆喰が落とされ木摺が現し状態のままでおり、なぜそのようにしているのか不明であるが、二重天井とする前に一度漆喰を落とし、新しい天井を張った後、壁の漆喰を全体的に塗り直した可能性も考えられる。

（2）玄関ホール・廊下

ポーチから入ると玄関ホールと廊下になる。玄関扉は洋風建築のためか内開き戸となっている。玄関ホールの床は、現在はビニルシートになっていて廊下との境には框も設けられているが、玄関と廊下はほぼフラットである。玄関扉が内開きであり、下足入れの痕跡もなかったことから、当初から踏み込みは無く廊下とはフラットであったと思われる。廊下は玄関ホールと一体となっていて、玄関から入って右手に「継覧室」と階段、階段下通路があり、左手は「第 5 会議室」となっている。

廊下突き当りには、現在は、後になって増築された流しとトイレの水廻りとなっている。その水廻りの境との開口部の周囲には、他の内部建具と同じような四方枠が廻っており、その上枠に戸をはめ込んだ溝が掘ってあったため、以前はこの部分にも木製建具があり、減築された平屋部分と接続され

ていて行き来出来ていた痕跡を確認した。

(3) 第5会議室

紫波町役場移転前まで使用された室名から「第5会議室」とする。文献等によれば、1階は郡長室と事務室があったと言われているが、次の項で記述する「縦覧室」とともに、どちらが郡長室、事務室か不明であるため、現在より直前まで使用されていた室名とした。

第5会議室は、現在は2.5間×4間の広間となっており、廊下側に木製建具が2カ所と、東側外壁面にも木製建具が設けられており、こちらは外部に出られるようになっている。この面についても、減築された平屋部分にあたるため、そちらへ行くための出入り口であったと思われるが、減築後も塞がれることなく、外部に面したままの状態となっている。廊下側の木製建具については、現在とは違う位置に丁番とラッチ受けの痕跡があった事から、現在とは開き方向が逆で室内側に内開きであったと思われる。

また、二重天井の天井内を確認したところ、廊下側にある2カ所の木製建具との間に、間仕切り壁があった痕跡を確認できた。「第5会議室」は元々2室で、廊下とはそれぞれに出入り口があり、後に間仕切りを撤去して1室にしたと思われる。

(4) 縦覧室

第5会議室と同様、紫波町役場移転前まで使用された室名から「縦覧室」とする。

縦覧室は、3間×2間1尺の室となっている。廊下側に出入り口が1カ所あり、さらに玄関ホール前には、木製の小窓付き引き違い窓が設けられている。おそらく、受付的な窓口ではなかっただろうか。こちらの出入り口ドアについても、現在とは違う位置に丁番とラッチ受けの痕跡があったため、第5会議室と同様、室内側に内開きであったと思われる。

また、二重天井内の外壁側には、外部からも分かるが、ストーブ煙突のためのメガネ石もそのまま残っている。

(5) 階段下通路・階段下倉庫

2階への階段の下は、現在は南側外部に出られる通路となっている。曳家移転に伴う減築以前に接続されていた平屋部分への廊下だったと思われる。現在の1階玄関ホール・廊下との境には間仕切壁があるが、漆喰壁ではなくベニヤ板張りであること、当初の天井からの下がり壁下端に見切り枠が残っていること、出入り口の木製建具が他とは高さ等異なっていることなどから、間仕切壁は後にになって設置されたもので、当初は1階玄関ホール・廊下と繋がっていた続き廊下であったと思われる。廊下階段下の倉庫とともにこの範囲はあまり手を入れられておらず、一部を除き当初のものと思われる天井や床のままでいるため、今後の修繕等の参考になるであろうと思われる。

(6) 階段室

階段は22段で吹き抜けの180度の回り階段となっている。天井は二重天井ではなく、当初のものと思われる杉板の竿縁天井（イナゴ天井）のままだっているが塗装はされていない。

階段最上部の踊り場の手摺は、親柱がモダンなデザインに設えられており、手摺子にも装飾的な掘り込みが施されていて、西洋のバルコニーのような洒落た印象を受けるものとなっている。

また、階段1階部分の天井は、現在は勾配天井となっているが、元々、廊下と同じ一体の高いフットラトな天井となっていて、その天井と吹き抜けの壁立上り部分の交点には持ち送りが付いた見切り枠がある。その見切り枠には人の手による意図的な掘り込みが施されているが、何の名残なのかは確認できなかった。

(7) 2階 大会議室・職員室

室名について、文献資料に記述されていた室名から「大会議室」、現在の状態で出入り口前に掲げ

られていた表札から、「職員室」とした。

2階の大会議室はこの建物のメインとなる室である。大会議室の広さは5間×4間の無柱空間で、大会議室は、郡議会の議場として使用された。郡議会の議員は15～17人ほどであったようだ。郡役所廃止後は日詰町公会堂としても使用されたことから、多くの住民がここに集い、催し物が開かれたのではないかと思われる。この大会議室が郡制政治と町内の文化の発信地だったのであろう。

本調査で二重天井を一部撤去したところ、大会議室の中央部付近に、それまで隠れていた飾り天井が発見された。六角形の平面形状でこうもり傘のような折り上げ天井で、中心には照明の安定器部分が残っている。少々小ぶりな飾り天井ではあるが、議会場だったこともあり、華やかな設えが施されていることが分かる。

職員室は大会議室とは壁で仕切られ、3間×3間1尺の室である。職員室の壁は、現在は他と同じように白漆喰壁ではなく、石膏ボードがビスで止められている。階段吹き抜け側には、室内窓が設けられている。

現在は、大会議室と階段室及び職員室とは間仕切りで仕切られているが、二重天井裏及び小屋裏から確認したところ、階段室との壁は後から設けられたものであることと、職員室との壁は、元々間仕切りで仕切られていたが一度撤去され、二重天井とした際、再度間仕切りが設けられたことが確認された。

階段室との間仕切りについては、壁の仕上がりも他の漆喰壁と違いペニヤ板張りで、出入り口の建具も塗装されていない状態で他とは趣も異なっている。小屋裏から見ると、間仕切りは当初の天井板下で止まっていたが、大会議室側の天井板と階段室側の天井板は、その間仕切りで途切れることなく一体となって続いている、廻り縁も天井の竿縁に合わせて加工されていた。以上のことから、その階段室と大会議室との間仕切りについては、後から設けられたものだと確認した。

職員室との間仕切りについては、小屋裏から見ると、大会議室と職員室の境にあたる梁下に、間柱が取付いていたほぞ穴があり、また、間柱そのものが天井から下部分は切り落とされ、梁下に宙づり状態のままとなっていたものもあった。二重天井裏内を見ても、当初の天井板に、大会議室側の廻り縁と職員室側の廻り縁があり、その間は板でふさがれている。そして現在の間仕切り壁は、二重天井の下まで止まっていることから、一度撤去した間仕切り壁を、二重天井とした際に再度設けられたものだと確認した。

(8) 建具

外部に面する木製の建具は、洋風な格子の分銅付き上げ下げ窓になっている。上部は内倒し窓になっており固定の網戸になっている。窓全体は腰壁上から二重天井下までの縦長である。当初は、現在の天井よりも高いところに天井があるため、窓上には下がり壁があった。3尺程度ごとに壁と交互に窓があるため室内は明るく、ガラスも当初のまま一部残っている。

内部建具は、三方枠にモールディングを施された片開き戸で、上部は嵌め殺しのガラスの欄間となっている。取手は交換されて最近の既製品となっている。前述の通り、1階廊下から各室への出入り口ドアについては、各室内側に内開きから外開きに変えられたと思われる。

全体的に建具は大きめの格子を基調とし、枠はモールディングされているため、洋風な雰囲気となっている。

III 様式的特徴と類似建造物との比較

1 意匠・様式的特徴

幕末の開国からはじまり、明治維新後は文明開化の名のもとに、様々な西洋館が全国各地で建設されていった。新政府は政策として、特に官庁や学校・警察・病院などの新しい機能の建物を洋風建築で建てていった。

洋風建築は様々な様式で建てられていったが、その一つのスタイルとして、「擬洋風」建築が建てられた。洋風に擬えた建物という意味で、ヨーロッパから東アジアを通じて伝わったコロニアル建築や、アメリカから北海道に伝わったコロニアル建築などの西洋建築に触れた日本各地の大工棟梁が独自に表現し、洋風とも和風ともつかないユニークな建物の当時のスタイルである。形式は三系統に分かれ、まず幕末から明治初期にかけては木造の壁に石や平瓦を張った「木骨石造系擬洋風」、ついで、木造の表面を漆喰壁で包む伝統的な左官技術による「漆喰系擬洋風」が現れ、その後、土壁に代えて下見板を張りベンキを塗った「下見板系擬洋風」(図14)となる。下見板系擬洋風の全国的な最盛期は明治20年代で、30年代に入ると擬洋風らしい特徴のあるデザインは次第に消え、長方形の箱型形状に車寄せを設けただけの落ち着いた形が主流となっていく。

この下見板張りの外壁は近代建築史上、石や赤煉瓦や漆喰よりもずっと永く使われているが、下見板を張りベンキで仕上げる工法は、伝統の木造技法でたやすく作られ、材料の木材も身近に入手でき、また日本の風雪にも強いといふことが影響したと思われる。

旧紫波郡役所庁舎についても、全国的に現存している明治後半期の近代建築の多くと同様、下見板張りの西洋館で、ベティメントを乗せた上げ下げ窓など全体的に洋風であるが、瓦を乗せた屋根(当時)、和風な絵様を残した玄関ポーチ、室内の竿縁天井(イナゴ天井)など、和風的な要素も多く混在した、擬洋風建築の一つだと考えられる。

また、郡役所庁舎として類型化した論文によれば、二階建て(塔屋無し)・外壁大壁(板張り系)・上げ下げ窓の外観意匠、の類型に属し、この類型が明治・大正を通して、全国的に最も多く事例が確認されている。

2 類似庁舎との比較

県下13郡役所のうち、類似の意匠を持つものとして古写真で確認出来たものは、東磐井郡役所(明治34年※)(図16)、稗貫郡役所(明治35年、別敷地に復元(新築))(図17)、西磐井郡役所(明治43年※)(図18)、上閉伊郡役所(大正2年※)(図19)であるが、紫波郡役所(明治31年)と同時期頃、又はそれ以降に建築されている。それより以前の役所庁舎としては、古写真にて水沢県庁(明治4年※)、下閉伊郡役所(明治18年※)、江刺郡役所(年代不詳、明治31年以前と推定)が確認できるが、いずれも紫波郡役所のような意匠とは大きく異なり、擬洋風というよりも近代和風が強い意匠となっている。のことからも、紫波郡役所庁舎が、県内の役所庁舎建築において下見板擬洋風建築意匠の先駆け的存在であったのではないかと思われる。(※記載の年代は、『明治・大正期における郡役所庁舎の外観意匠』(齊藤森太郎・崎山俊雄/日本建築学会東北支部研究報告)参考)

郡役所庁舎建築の規模について、岩手県永年保存文書にある文書に、稗貫郡役所(明治35年)は平屋部分も含めた木造二階建て101.0坪、西磐井郡役所(明治43年)は木造二階建て56.75坪、と



図14 下見板系擬洋風建築の例
(旧西田川郡役所、山形県、明治13年築、山形県庁提供)

の記述がある。紫波郡役所は現存する部分が約 55 坪、減築された平屋部分が約 41 坪（昭和 37 年紫波町庁舎新築工事建築確認申請書類配置図（図 10）記載面積より）で、合計約 96 坪とすると、合計では稗貫郡役所とほぼ同規模、2 階建部分で西磐井郡役所とほぼ同規模である。このようなことからも、郡役所としての規模、又は面積に伴う工事費についても紫波郡役所庁舎が参考にされてきたのではないかと推測できる。

また、県外で近傍に秋田県湯沢市に今も秋田県指定有形文化財として現存している雄勝郡会議事堂（図 15）がある。明治 25 年の建築で、紫波郡役所と似通っている。ドイツ人が設計し、地元の大工・阿部孫四郎氏が工事を担当したと説明されていて、修復・保存して観光施設として今も活用されている。旧紫波郡役所庁舎については、建物建築の経緯、設計者・施工者等不明であるため、雄勝郡会議事堂からの何かしらの影響があったかどうかは分からぬが、その可能性があつてもおかしくはない。



図 15 雄勝郡会議事堂（明治 25 年）
(秋田県湯沢市教育委員会提供)

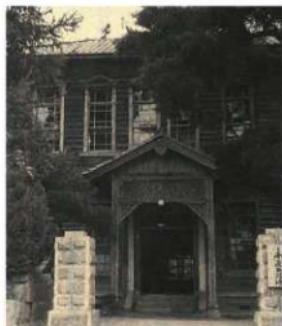


図 16 東磐井郡役所（明治 34 年）
(『千歳町史』4 卷より (一関市提供))



図 17 稗貫郡役所（明治 35 年）
(『岩手日報社提供』)



図 18 西磐井郡役所（明治 43 年）
(『岩手県史』第 8 卷より (岩手県提供))



図 19 上閉伊郡役所（大正 2 年）
(『岩手日報社提供』)

IV 旧紫波郡役所庁舎の文化財的価値

明治維新後に全国的に広がった西洋建築は、幕末以前の和風意匠と相まった様々なスタイルを生み出し、特にの中でも、取り入れやすかった下見板張り擬洋風建築は今も各地で多く見ることができる。しかしながら、岩手県内では、現存する近代建築は民家など近代和風建築が多く、このようなスタイルの木造近代建築は少ない。ましてや、行政事務のための建物で当時のままの下見板張り擬洋風建築と言えば、当該建物以外に残っていない。

また、新しい時代の幕開けとともに始まった郡制と、それに乗じて取り入れられた西洋建築は、西洋に見習い近代国家に足ろうとする意識の表れであつただろう。岩手県内でも、現に、明治34年から計画し同36年に完成した岩手県庁舎(図20)は、下見板張りをしたゴシック様式建築で、ゴシック様式をした府県庁舎建築は全国的に始めてだったということから、岩手県内でも庁舎建築を通じて行政が主体となって近

代国家の有り方を示すという意識があつたのではないかと想像が付く。旧紫波郡役所庁舎も、そのような意識が生まれていた中で地方にも浸透させようと建てられたものであり、その後に続く他の役所庁舎等のモデルとなったのではないかと思われる。

技術的な面からも、慣れない洋小屋(トラス)で納まりに苦労したであろう寄棟形状など、この建築に携わる官民共に西洋建築に強い関心を持ち、見よう見まねで日本の伝統技能を駆使しながら実現させた、その苦労と気概を感じ取ることが出来る。

以上の事を踏まえ、築120年を経過し、減築されたものの創建当時の面影を残す旧紫波郡役所庁舎は、県内でも希少な現存する擬洋風近代建築であり、明治期の岩手県内の郡制・行政政策を知る上でも貴重な庁舎建築物であることから、上位指定への可能性もある、文化財的価値の高い建造物だと思われる。



図20 岩手県庁舎(明治36年)
〔岩手県史〕第8巻(岩手県提供)



図21 昭和38年頃の紫波郡役所庁舎

写 真 編



1 旧紫波郡役所庁舎建造物全景



2 正面より撮影



3 正面斜め左より撮影



4 西北側から撮影



5 北側より撮影



6 正面斜め右より撮影



7 南側外壁



8 東側（増築：流し、便所水廻り部分）



9 1階建具



10 2階建具



11 玄関ポーチ正面



12 玄関ポーチ



13 玄関ポーチ上屋



14 玄関ポーチ天井



15 玄関ポーチ上部



16 玄関ポーチ雲形絵様の化粧方丈



17 懸魚（げぎょ）飾り



18 破風板に彫込みの雲形絵様



19 雲形絵様の木鼻



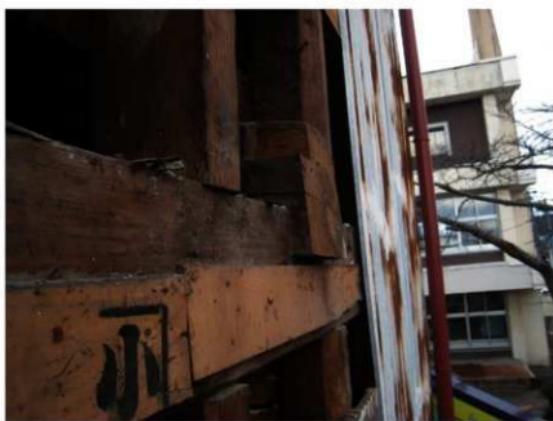
20 屋根



21 外壁（東面）撤去後



22 外壁（東面）軸組・下地調査



23 外壁（東面）軸組・下地調査



24 外壁 2階建具上部小庇



25 2階 軒天井・小屋裏換気口



26 玄関ホール・廊下



27 玄関ホール・廊下



28 第5会議室



29 第5会議室



30 第5会議室



31 線観室



32 縦覧室



33 階段下通路



34 階段下通路（ホール側より）



35 階段下倉庫



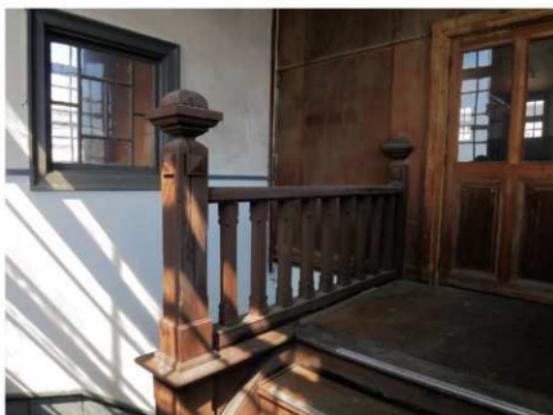
36 階段室（1階ホールより）



37 階段（踊場から外壁側）



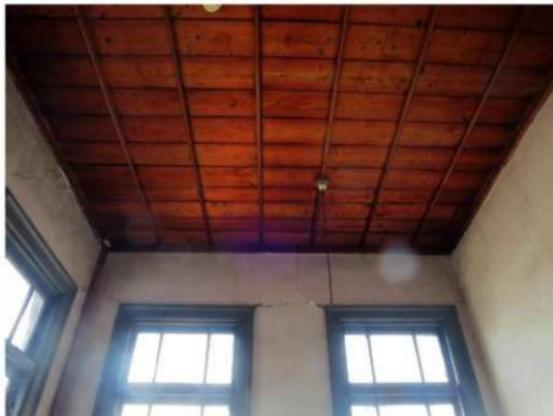
38 階段（踊場から大会議室側）



39 階段（手摺・手摺子）



40 階段（親柱）



41 階段（天井）



42 階段（腰壁）



43 階段持送り



44 階段持ち送り・欠込み



45 大会議室



46 大会議室



47 大会議室



48 当時の飾り天井（照明笠）発見



49 飾り天井（照明笠）



50 飾り天井（照明笠）



51 2階職員室



52 2階職員室



53 2階職員室



54 木製建具



55 1階上げ下げ式窓



56 職員室—階段室間 嵌め段し窓



57 1階 第5会議室 床下



58 1階 第5会議室 床下



59 1階 総覧室 床下



60 1階 廊下 二重天井内



61 1階 廊下 二重天井内



62 1階 廊下 天井内



63 1階 廊下 天井内



64 1階 第5会議室 二重天井内



65 1階 第5会議室 二重天井内



66 1階 第5会議室 天井内



67 1階 第5会議室 天井内



68 1階 第5会議室 天井内



69 1階 総覧室 二重天井内



70 1階 総覧室 二重天井内（メガネ石）



71 大会議室



72　当時の飾り天井（照明笠）発見



73　飾り天井（照明笠）



74　飾り天井（照明笠）



75 中央トラス



76 中央トラス



77 トラス 頂部



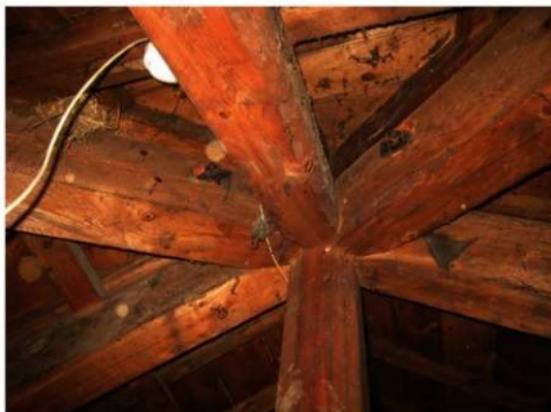
78 南側トラス



79 南側トラス



80 北側トラス



81 ト拉斯真束（方丈）頂部納まり



82 真束（方丈）下部納まり



83 真束（方丈）陸梁納まり



84 陸梁中央部から桁梁方向を見る



85 寄棟・合掌部 脇木納まり



86 寄棟妻側 合掌部納まり



87 陸梁・桁梁・合掌納まり



88 合掌・釣束（挟み束）ボルト納まり



89 大会議室 飾り天井（照明笠裏）



90 大会議室・職員室 間仕切り（宙釣り
状の間柱）



91 南側トラス方丈及び寄棟妻側登り梁納
まり状況



2017/2/11 10:46

92 北側トラス真東下部方丈脱落状況



93 2階調査の為天井取り外し



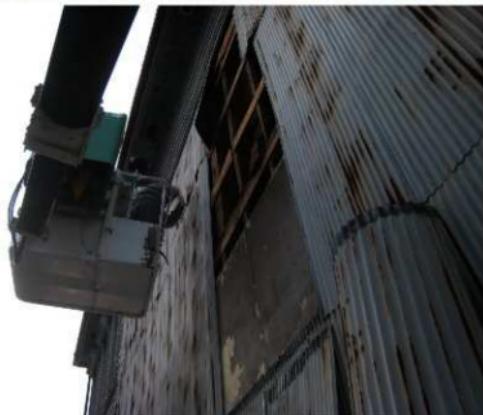
94 岩手県永年保存文書閲覧



95 実測調査（南側外壁）



96 外壁調査・測量高所作業風景



97 外壁調査・測量（東側）



98 検討会議 2018.1.24

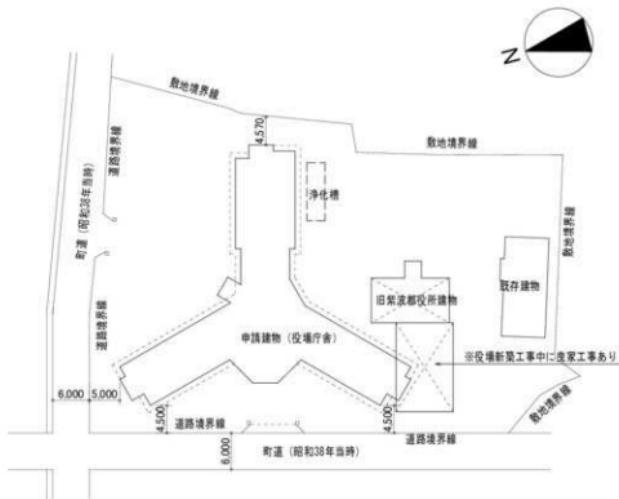
図面編



配置図

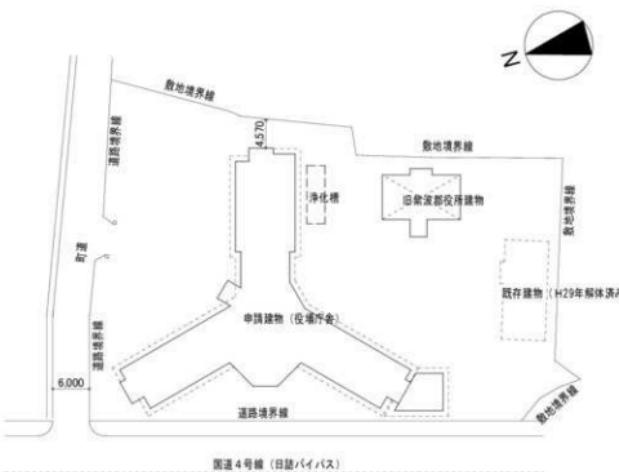
(※昭和34年別館(産業センター)建設認可申請図書より)

0 10 20 30 40 50m
S=1:800



配置図

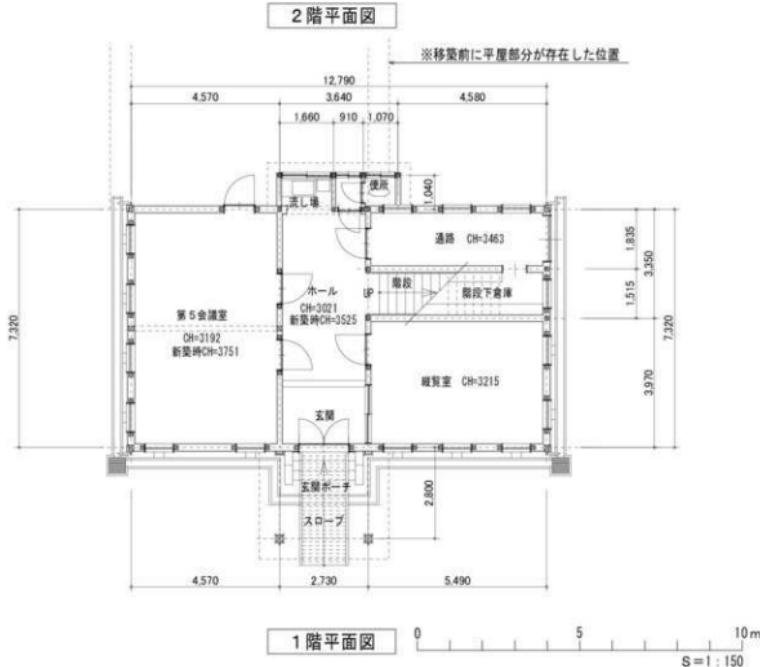
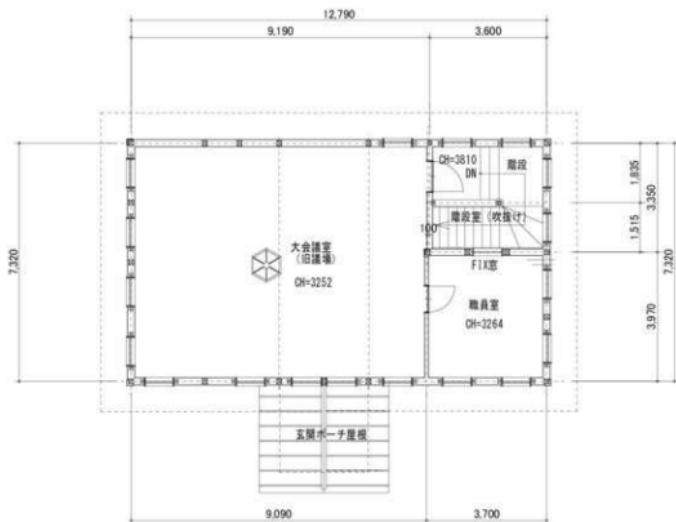
(昭和38年役場建設検査確認申請図より)

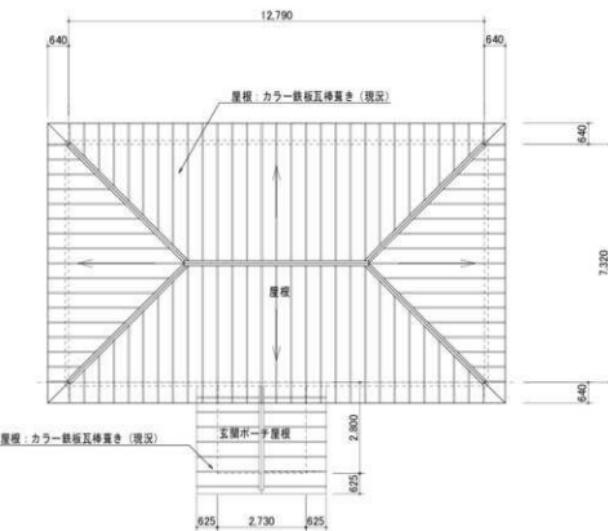


配置図

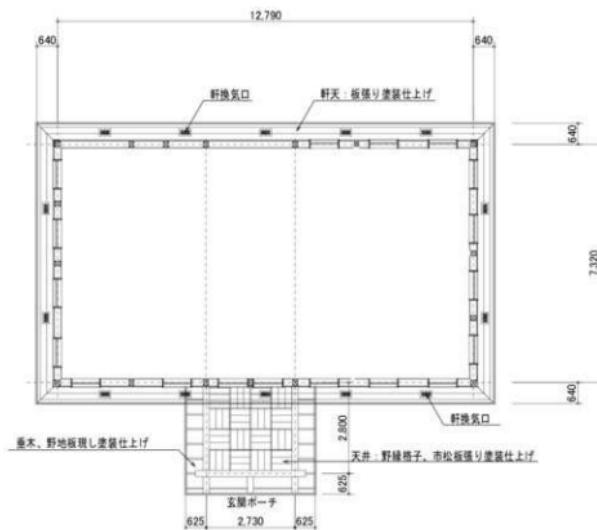
(昭和38年役場建設検査確認申請図より)







屋根伏図



軒天伏図

0 5 10m
S = 1 : 150



西侧立面図



南側立面図

0 5 10m
S=1:150

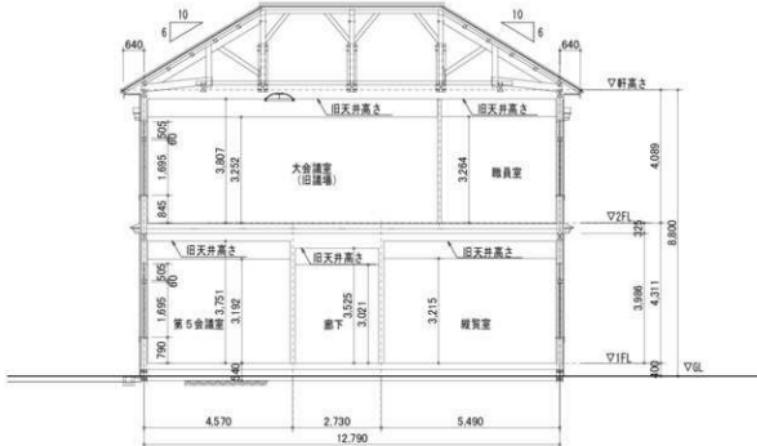


東側立面図

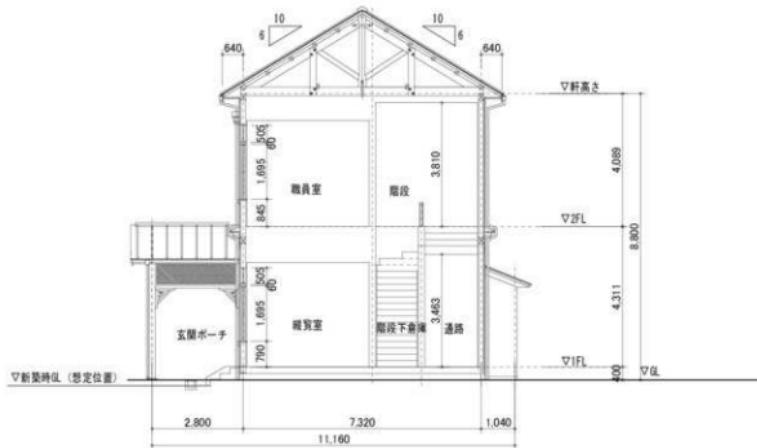


北側立面図

0 5
S = 1 : 150

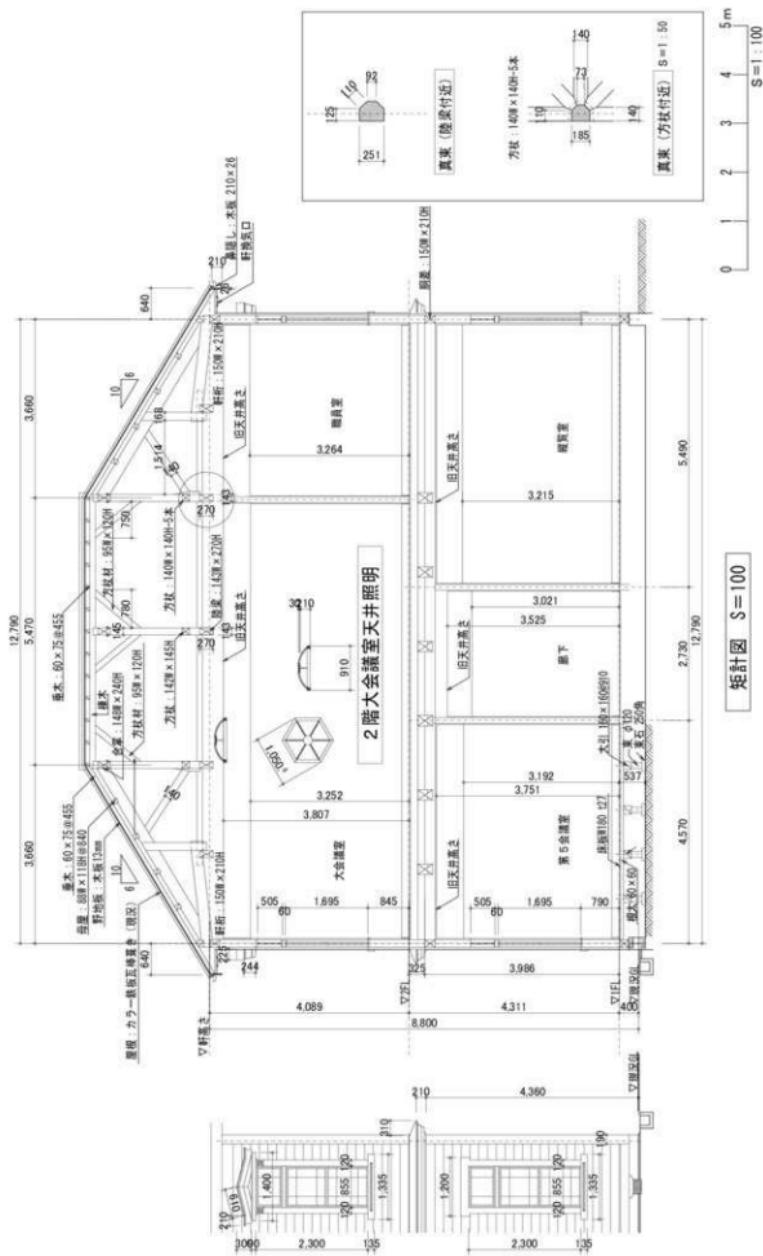


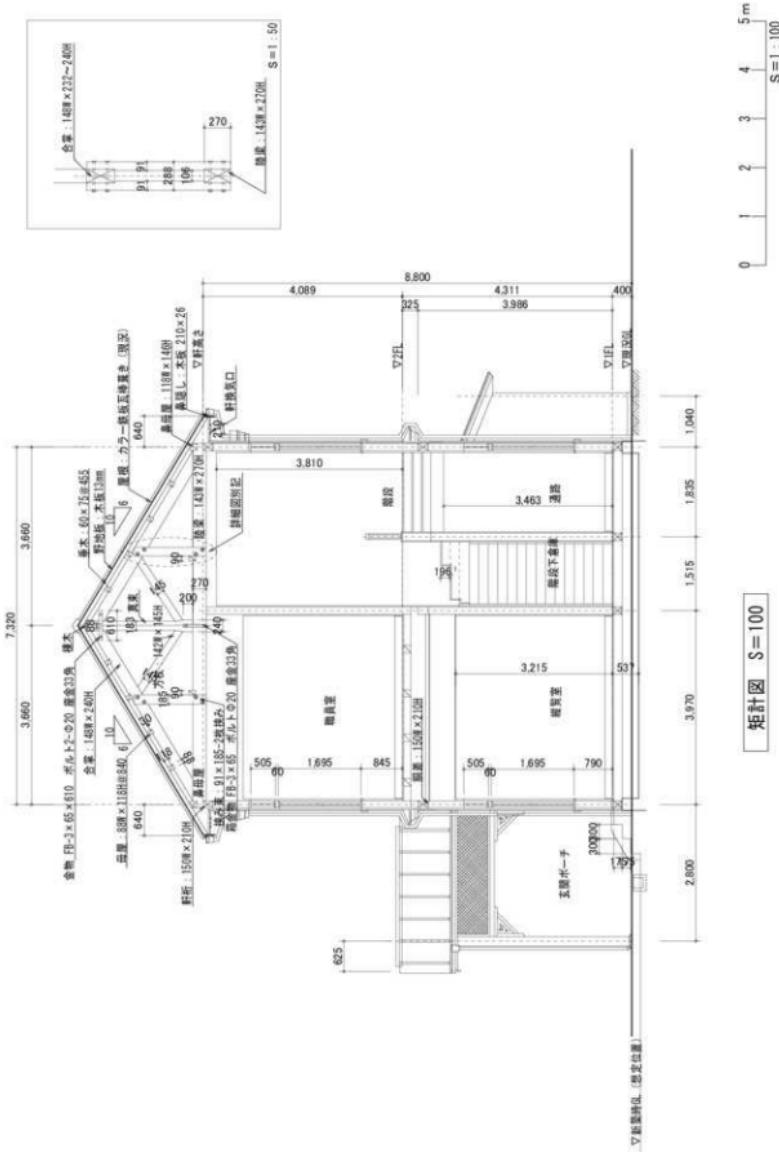
B-B断面図

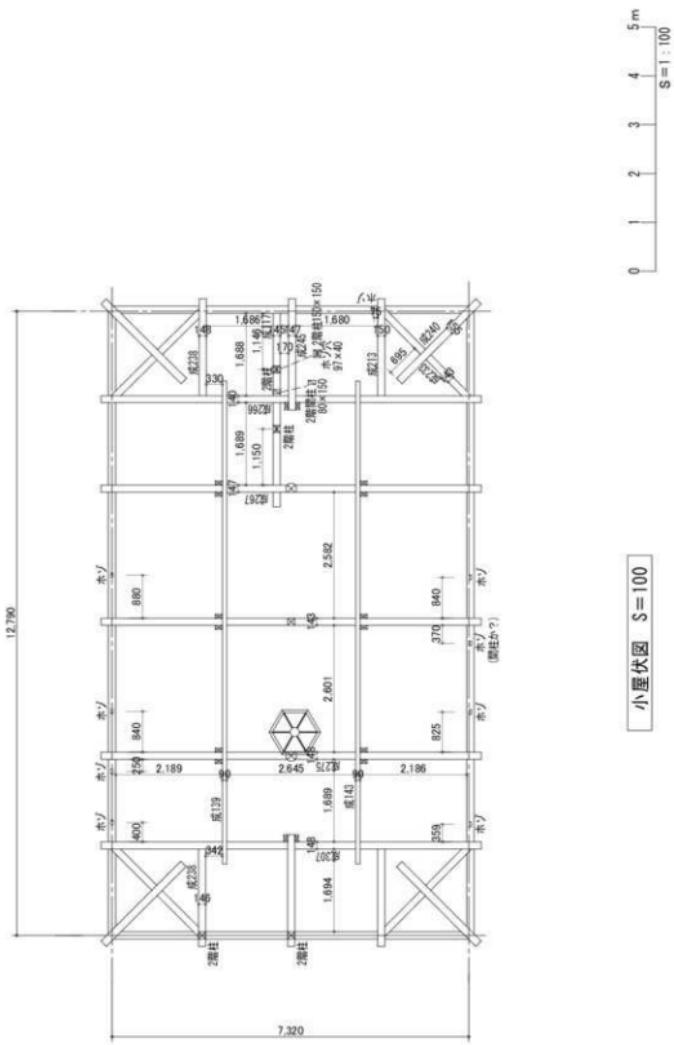


A-A断面図

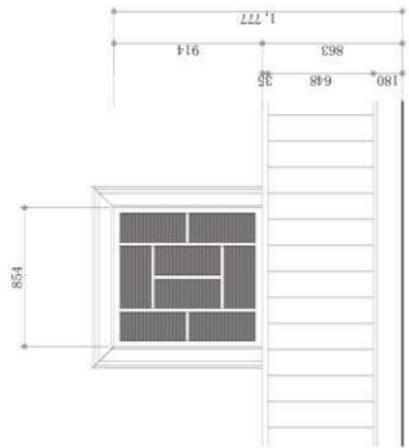
0 5
S = 1 : 150



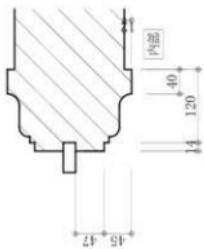




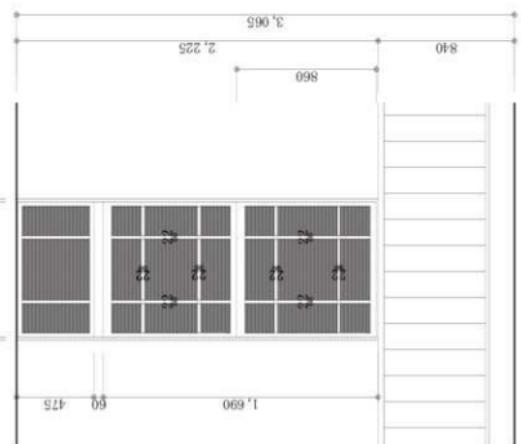
常設展示室 内部構造図 1:30



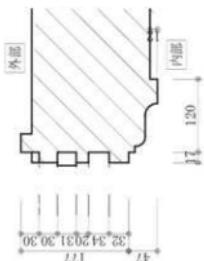
窓囲り詳細図 1:8

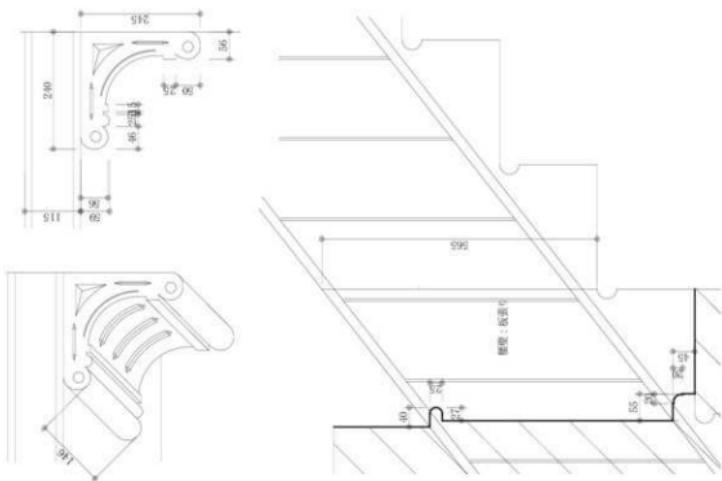


講演会場 室内構造図 1:30

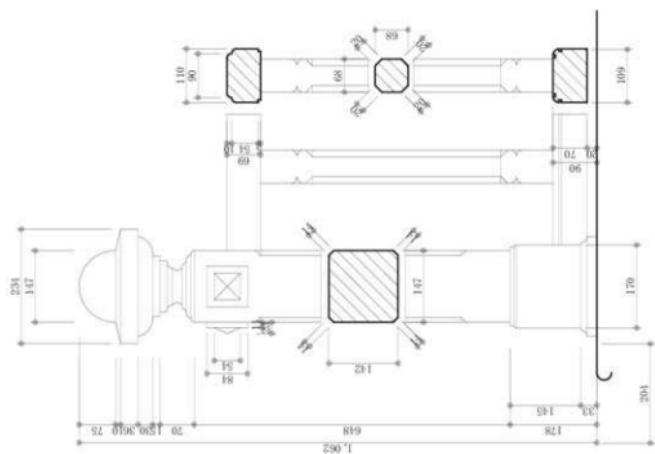


窓囲り詳細図 1:8





横波場所 脊段空下カリ量化粧切詳細 1 : 10



紫波郡役場 路段室 親柱・手摺詳細図 1:10

引用文献・参考文献等

- 『紫波郡誌』岩手県教育会紫波郡部会 大正 15 年
『岩手県史 第八卷』岩手県 昭和 39 年
『まちの文化財』岩手日報 昭和 51 年 2 月 27 日付
『近代建築史図集』日本建築学会 昭和 51 年
『一関市史 第一巻』一関市史編纂委員会 昭和 53 年
『紫波町史 第二巻』紫波町史編纂委員会 昭和 59 年
『目で見る岩手一世紀』岩手日報社 昭和 61 年
『紫波町の歴史 岩手市町村地域史シリーズ 24』川村迪雄／岩手県文化財愛護協会 平成 2 年
『図説 盛岡四百年 下巻 | 1 | 明治・大正・昭和編』郷土文化研究会 平成 3 年
『日本の近代建築（上）』藤森照信／岩波新書 平成 5 年
『都道府県庁舎 その建築史的考察』石田潤一郎／（株）思文閣出版 平成 5 年
『岩手県近代化遺産（建造物等）総合調査報告書』岩手県教育委員会 平成 9 年
『千厩町史 第四巻』千厩町史編纂委員会 平成 12 年
『目で見る盛岡・岩手・紫波の 100 年』森ノブ／（株）郷土出版社 平成 13 年
『いわて未来への遺産 近代化遺構を歩く 明治～昭和初期』岩手日報社 平成 15 年
『紫波フォト歳時記（紫波ネット 3 月号）』紫波町 平成 16 年
『平成 16 年度地域における伝承等聞き取り保存事業報告書一日吉字郡山駅地区編一』NPO 法人紫波みらい研究所 平成 17 年
『宮沢賢治「猫の事務所」と都役所廃止』米地文夫 平成 19 年
『歴史を読み出す 日詰の井戸ものがたり』内城弘隆／どっこ舎 平成 25 年
『まちかどタイムスリップ（紫波ネット 4 月号）』紫波町 平成 27 年
『平井家住宅調査報告書』紫波町教育委員会 平成 27 年
『明治・大正期における都役所庁舎の外観意匠』齊藤森太郎・崎山俊雄／日本建築学会東北支部研究報告 平成 29 年
岩手県永年保存文書収蔵資料
花巻市大追交流活性化センターパンフレット
秋田県湯沢市ホームページ
特定非営利活動法人まちおこし結っこホームページ
山形県ホームページ

旧紫波郡役所庁舎建造物状況調査報告書

平成 30 年 2 月 28 日

発 行 紫波町教育委員会

〒 028-3392 岩手県紫波郡紫波町紫波中央駅前二丁目 3 番地 1

☎ 019-672-2111 FAX 019-672-1553

編 集 一般社団法人 岩手県建築土会

〒 020-0887 岩手県盛岡市上ノ橋町 1-50 岩織ビル内

印刷・製本 川口印刷工業株式会社